

高松市監査委員告示第23号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見等を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成17年8月16日

高松市監査委員 北原和夫
同 吉田正己
同 綾野和男
同 大橋光政

平成17年度定期監査結果報告等について

第1 教育委員会文化部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
教 育 委 員 会 文 化 部	文 化 振 興 課	平成16年度の事務の執行および財務に関する事務の執行	平成17年5月2日から同年6月27日まで
	歴 史 資 料 館		
	図 書 館		
	菊 池 寛 記 念 館		
	美 術 館 美 術 課		
	市 民 文 化 セ ン タ ー		

(2) 監査の方法

平成16年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、使用料等の徴収および備品管理状況の適正性について、実地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者および業務委託契約の受託者から提出された着手届および完了届ならびに補助事業等実績報告書の受理に係る事務処理の取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、高松市芸術文化活動補助金の交付対象事業、高松市図書館電子計算機保守業務委託および菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託に係る着手届および完了届ならびに菊池寛顕彰会事業

補助金交付に係る補助事業等実績報告書は、その受理に係る決裁を受けていないので、今後、これらの文書を受理したときは、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(文化振興課・図書館・菊池寛記念館)

イ 業務実施委託に係る仕様書を適正に作成すべきもの

平成16年度第1回知ってもらおう高松講座に係る業務実施委託の支出負担行為伺には、仕様書が添付されているものの、その支出方法の項目に支払金額が記載されており、仕様書として不適切な事務処理となっているので、今後は、当該項目には支出方法のみを記載した、適正な仕様書を作成されたい。

(文化振興課)

ウ 補助金交付事務を適正に処理すべきもの

高松市補助金等交付規則第7条では、申請者は、補助金等交付申請書に添付する収支予算書に変更があるときは、速やかに補助金等変更交付申請書により承認を受け、市長は、補助金等変更交付決定通知により、その決定の内容等を申請者に通知することを規定しているほか、同規則第6条では、申請者は補助事業等に着手したときは、直ちに着手届を提出しなければならないと規定しているにもかかわらず、高松市芸術文化活動補助金交付事業において、補助事業の実施後に補助金等変更交付決定通知が行われているものや着手届が提出されているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、補助金交付事務を適正に行われたい。

(文化振興課)

エ 時間外勤務命令の事務処理の取扱いを適正にすべきもの

職員の時間外勤務等の取扱要領第9項では、時間外勤務等を命ぜられた職員は、勤務の開始・終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ、その確認の押印を受けるよう規定しており、休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルの3では、確認者の指名とその確認者が確認印を押印することを規定しているが、歴史資料館の平成16年10月分の時間外勤務命令簿には、確認者に指名され

るべき職員以外の職員が時間外勤務の確認印を押印しているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき適正に事務処理を行われたい。

(歴史資料館)

オ 備品の表示を適正にすべきもの

歴史資料館が保管している備品であるカーペットには、市の備品であることの表示がされていなかったもので、高松市物品会計規則第30条の規定に基づき、備品シールを貼付するか、貼付できない場合には、備品シール整理簿に貼付し、適正な管理を行われたい。

(歴史資料館)

カ 見積徴取に係る事務処理を適正にすべきもの

平成16年度高松市収蔵品情報システム賃貸借契約に係る見積徴取伺決裁では、見積説明および見積徴取がいずれも同一日時に記載されたまま、決裁が処理されていたので、今後は、事務を適正に処理するとともに決裁の内容を厳正に審査されたい。

(歴史資料館)

キ 完了届を提出させるべきもの

高松市契約事務処理要綱第83条第1項では、契約者は工事等が完了したときは書面により、検収員を経由して遅滞なく市長に届け出なければならないと規定されているにもかかわらず、菊池寛記念館映像機器保守点検業務委託については、年2回の点検業務のうち、第1回目の同業務終了に伴う完了届が提出されないまま、検収を行っていたので、今後は、業務完了の都度、同規定に基づき完了届を提出させるよう受託者を指導するとともに、それに基づき検収されたい。

(菊池寛記念館)

ク 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市契約規則第18条第2項では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すことと規定し、平成13年4月2日付け高管号外企画財政部長・土木部長通知「契約事務の取扱いについて（通知）」でも、委託業務を発注する場合において

は、業務範囲の特定を行うために、仕様書を作成することを定めているが、高松市美術館屋上害虫防除作業委託の支出負担行為何決裁には、仕様書が添付されていないので、今後、契約を締結しようとする場合には、委託料の積算基礎となる業務内容が明確になるよう、同規則等に基づき仕様書を作成し、決裁に添付されたい。

(美術館美術課)

ケ 適正な見積業者等一覧表を使用すべきもの

平成16年3月2日付け高財号外企画財政部長通知「平成16年度予算執行の適正化について(通知)」により、見積徴取を行う際に用いる見積業者等一覧表は、前年度の実績額や見積参加業者を記載する様式に改正されているにもかかわらず、高松市美術館講堂映像・音響設備保守点検業務委託の支出負担行為何決裁では、改正前の見積業者等一覧表が用いられていたため、今後は、適正な見積業者等一覧表により事務処理されたい。

(美術館美術課)

コ 備品の受入処理をすべきもの

備品管理状況の適正性について実地監査を行ったところ、備品現在高報告書に記載されている映画フィルム以外に、寄贈を受けた映画フィルムが1巻(16mm, 56分)保管されていたため、高松市物品会計規則第23条の規定に基づき寄附採納の手続を行うなど、適正に事務処理されたい。

(美術館美術課)

サ 物品の貸付を適正に行うべきもの

市民文化センターで保管している備品のうち、写真撮影用カメラ5台については、高松市物品会計規則第47条の規定による物品の貸付における承認を受けずに、市民文化センターが開講することも教室の受講者に貸し付けられていたため、今後は、同規定に基づき、承認を受け、物品預り証を徴したのち引渡すなど、物品の貸付を適正に行われたい。

(市民文化センター)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

(ア) 改善を要する事項

図書館1階の自動販売機コーナーに設置されている自動販売機4台については、高松市公有財産事務取扱規則第26条第1項の規定に基づき、使用願人から行政財産使用許可申請書を提出させているが、同申請書中の使用面積を誤ったまま受理して事務処理を行っているので、今後は、同申請書の受理時においてその内容を十分に確認し、使用願人から適正な申請書を提出させるよう指導されたい。また、同条第4項の規定に基づき、行政財産使用許可台帳を調整しているが、許可期間の延長が行われていないので、適正に事務処理されたい。

(イ) 措置された内容

図書館1階の自動販売機コーナーに設置されている自動販売機4台については、使用願人から適正な行政財産使用許可申請書を提出させ、また、行政財産使用許可台帳については、許可期間の延長を行った。

(図書館)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 施設の有効活用について

文化部が所管する文化施設において、個人、団体等の使用に供している講堂、集会室等の施設について、平成16年度の利用状況を調査したところ、各文化施設が行う自主事業による利用と併せて、有効に活用されている施設もあるものの、利用が少ない施設も見受けられた。

新高松市行財政改革計画では、使用料・手数料等の見直しを重点取組項目の一つに挙げており、平成16年9月に策定された使用料・手数料等の見直し基準に基づき、利用者数の状況などの現状分析を行い、見直しを図ることとしているほか、平成13年4月に策定された市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画でも、多様な市民活動を

促進するため、公共施設の利用促進を図るとしていることから、自主財源の確保および市民活動の充実の観点からも、これらの計画等に基づき、施設の有効活用および利用率の向上を図るための取組を、より積極的に推進されたい。

(図書館・美術館美術課・市民文化センター)

(2) 補助金交付団体の認定について

高松市芸術文化活動補助金の交付対象となる団体については、同補助金交付要綱第2条において、その要件が規定されているが、申請者から提出された補助金等交付申請書の添付書類だけでは、当該団体が同要綱に規定する要件を満たすことの確認が十分に行われているかどうか不明瞭な事例が見受けられたので、今後は、これらの要件を客観的に確認できるよう、補助金交付申請の際に、当該団体の活動実績等を記載した書類を提出させるなど、確認方法の見直しを図られたい。

(文化振興課)

(3) 領収書の適正な事務処理について

高松市会計規則第3条では、会計事務取扱者は、公正、確実かつ迅速にその事務を処理しなければならないと規定しているが、美術講座受講料に係る領収書において、領収日付が逆転しているものおよび未使用の同領収書に無効処理がなされていないものが見受けられたので、今後は、領収書の事務処理を適正に行われたい。

(美術館美術課)

(4) こども教室における材料費の取扱いについて

市民文化センターが開講しているこども教室で使用する材料等は、各こども教室の講師がまとめて購入しているものであるが、その材料費は、職員が公金である受講料と併せて受領しているほか、各講師に受渡すまでの間、公金とともに一時保管するなど、妥当性を欠く事務処理となっ

ているので、今後は、同材料費の取扱方法を見直されたい。

(市民文化センター)

第2 今回の監査を踏まえての総括的意見等

適正な事務処理体制の確立について

今回の文化部の定期監査において、契約事務、補助金等交付事務、公有財産および物品の管理事務等に係る事務処理に適正性を欠くものが見受けられた。

事務処理の適正性の確保については、平成15年度の産業部の定期監査結果における総括的意見でも述べたところであるが、改善を要する事項については、単に誤りを是正するだけでなく、再発防止の観点から、その原因を掘り下げることにより、関係諸規定の理解を深め遵守を図るための研修・指導の充実、課内の審査体制や処理手順の再確認、庁内LANを活用した諸規程や通知等の体系的な保存・管理、誤りを未然に防ぐための帳票類の改正等の必要な対応を積極的に進めるとともに、事務の効率化や簡素化の観点からも事務改善に取り組むなど、適正な事務処理体制の確立に、より一層努められたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 業務委託契約等に係る個人情報の取扱いを適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

介護保険事務処理システム等運用保守業務委託、生活保護業務に係る電子計算機器等およびソフトウェアの賃貸借の契約内容は、個人情報を取り扱う事務も含まれているにもかかわらず、その契約書には、秘密保持に関する条項が設けられているものの、受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項が盛り込まれていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、「個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合の留意事項等」に基づき、個人情報が適正に取り扱われるよう、契約条項を改められたい。

(2) 措置された内容

ア 高松市介護保険事務処理システム等運用保守業務委託および高松市要介護認定支援システム賃貸借の契約については、個人情報適正に取り扱われるよう平成17年度の契約から、契約条項に「個人情報取扱特記事項」を遵守する旨を盛り込んだ。

(措置通知日 平成17年5月20日, 健康福祉部介護保険課)

イ 生活保護業務に係る電子計算器等およびソフトウェアの賃貸借に関する契約については、受託者等が個人情報取扱特記事項を遵守する旨の条項を盛り込んだ。

(措置通知日 平成17年6月9日, 健康福祉部保護課)

2 業務委託契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、高松市介護保険事務処理システム等運用保守業務委託契約書の条項のうち、履行遅延の違約金の条項の利率は、変更前のもので約定されているので、今後、契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年5月20日)

高松市介護保険事務処理システム等運用保守業務委託契約の第19条第2項の遅延利息については、平成17年度の契約から年3.6パーセントに改めた。

(健康福祉部介護保険課)

3 検収調書の確認に係る決裁事務手続を見直し、例規類の整備を行うべきもの

(1) 改善を要する事項

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市水

道局事務決裁規程別表第1文書，庶務その他の表第12項の支出負担行為の決裁者（管理者または課長）の決裁を受けなければならないが，高松市水道局庁舎空気調和設備保守点検業務委託等の検収調書に係る決裁処理は，一律に課長専決とする取扱いを定めた管理者通知により運用されているため，同規程に定める決裁権者と異なる事務処理になっているものが見受けられたので，今後は，検収調書の確認に係る決裁の取扱いの画一化や明確化を図るため，事務処理の適正性・妥当性の確保の観点から決裁事務手続を見直し，事務決裁規程の一部改正を行うなど，例規類の整備を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年6月16日）

検収調書の確認に係る決裁事務手続については，平成17年4月1日付けで高松市水道局事務決裁規程の一部を改正した。

（水道局経営企画課・財務管理課）

4 決裁文書の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

決裁処理を必要とする文書の取扱いについては，高松市水道局事務決裁規程の関係諸規定に基づき，適正に事務処理しなければならないが，現場施設の遠方監視制御に係るN T T回線使用料の支出負担行為伺書では，正当な決裁権者までの決裁を受けずに，また，逆支弁，検針票および浅野・川添排水処理施設加圧脱水機用ダイヤフラムの物件供給契約の完納届では，その受理に係る決裁を受けずに事務処理されているので，今後，これらの決裁文書を事務処理しようとする場合は，同規程に定められた事務処理手続に従い，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年6月16日）

決裁文書の事務処理については，平成17年度から高松市水道局事務決裁規程の関係諸規定に基づき，正当な決裁者までの決裁を受けるように改めた。

また、完納届の受理に係る事務処理については、平成17年4月1日付けで高松市水道局事務決裁規程の一部を改正した。

(水道局お客さまセンター・浄水課)

5 契約事務に係る必要事項を決裁文書に明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

契約事務処理に当たっては、高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則に定める契約事務に係る必要事項を、予定支出負担行為伺書その他の決裁文書に記載し、その透明性や適正性を確保しなければならないが、水道局庁舎消防設備関係保守点検業務委託契約および工事設計積算システム装置保守点検業務委託契約では、同規則第26条の連帯保証人の取扱いに係る事項の記載がなく、また、同装置保守点検業務委託契約では、一者随意契約とする根拠規定が示されているものの、その業者選定理由の記載がないので、今後、これらの契約をしようとする場合には、決裁文書に、連帯保証人の取扱いなど、契約事務に係る必要事項を明記されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成17年6月16日)

契約事務に係る必要事項の記載については、平成17年度から決裁文書に連帯保証人の取扱いを明記した。

また、工事設計積算システム装置保守点検業務委託契約については、業者選定理由の記載についても明記した。

(水道局財務管理課・水道整備課)

6 前金払をする理由を決裁文書に明記すべきもの

(1) 改善を要する事項

地方公営企業法施行令第21条の7に規定する前金払は、契約の相手方の債務が履行される前に支払うもので、支出の特例の一つをなすものであり、前金払をしようとする場合には、前金で支払をしなければ契約し難い相当な理由を決裁に明記して、特例的な支出方法によることの適

正性・妥当性の明確化を図るべきであるにもかかわらず、賃借料を前金払することとしている図面管理システム用ハードウェア賃貸借契約および複写機賃貸借契約（施設整備係）の契約締結並びに支出負担行為伺書（決裁文書）には、前金払をする根拠規定が示されているものの、その理由が記載されていないので、今後、前金払による契約をしようとする場合には、決裁文書にその理由を明記されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年6月16日）

前金払をする理由については、平成17年度から前金払による契約をする場合は、決裁文書にその理由を明記するように改めた。

なお、図面管理システム用ハードウェア賃貸借および複写機賃貸借契約については、契約事務の適正性・妥当性の確保の観点から平成17年度から完了払に改めた。

（水道局水道整備課・浄水課）

7 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則第18条第2項の規定では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すこととされており、委託等をしようとする業務範囲を具体的に特定した仕様書を作成し、見積りの積算基礎となる業務内容を明確にする必要があるにもかかわらず、水道料金等の口座振替収納に関する業務委託契約および水道料金調定システムに関する技術支援委託契約の予定支出負担行為伺書（決裁文書）には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、同規定の趣旨を踏まえ、仕様書を作成し、決裁文書に添付されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年6月16日）

業務委託契約に係る仕様書については、平成17年度から委託等を行

う場合は、業務範囲を具体的に特定した仕様書を作成し、予定支出負担行為伺書（決裁文書）に添付した。

（水道局お客さまセンター）

8 貸借契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、平成16年度図面管理システム用ハードウェアの貸借に関する契約書の履行遅延に係る延滞金の条項の遅延利息は、変更前の利率で約定されているので、今後、契約をしようとする場合には、同規定に基づき、適正な利率で約定されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年6月16日）

貸借契約の遅延利息については、平成17年度から高松市水道事業会計規程第96条により準用される高松市契約規則第35条の規定に基づき、適正な利率で契約を行った。

（水道局水道整備課）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 適正な契約金額について

(1) 意見を付した事項

契約事務取扱通知では「予算はあくまで上限であり、実際の契約は、予算額を下回るものとするよう」契約担当職員に求めているが、予算額または予定金額と契約金額が同額になっているものが見受けられる。

今後、見積合せに当たっては、適正な価格での契約を締結できるよう、業務内容の見直しや予算額を下回る予定金額の設定などの検討をされたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年5月26日）

平成14年度に意見を付された契約10件のうち施設・設備の技術的観点から一者随意契約しかできない立体駐車場および自動車用エレベータ保守点検業務委託を除き、予算額を下回る価格で契約を締結した。

（健康福祉部保健総務課）